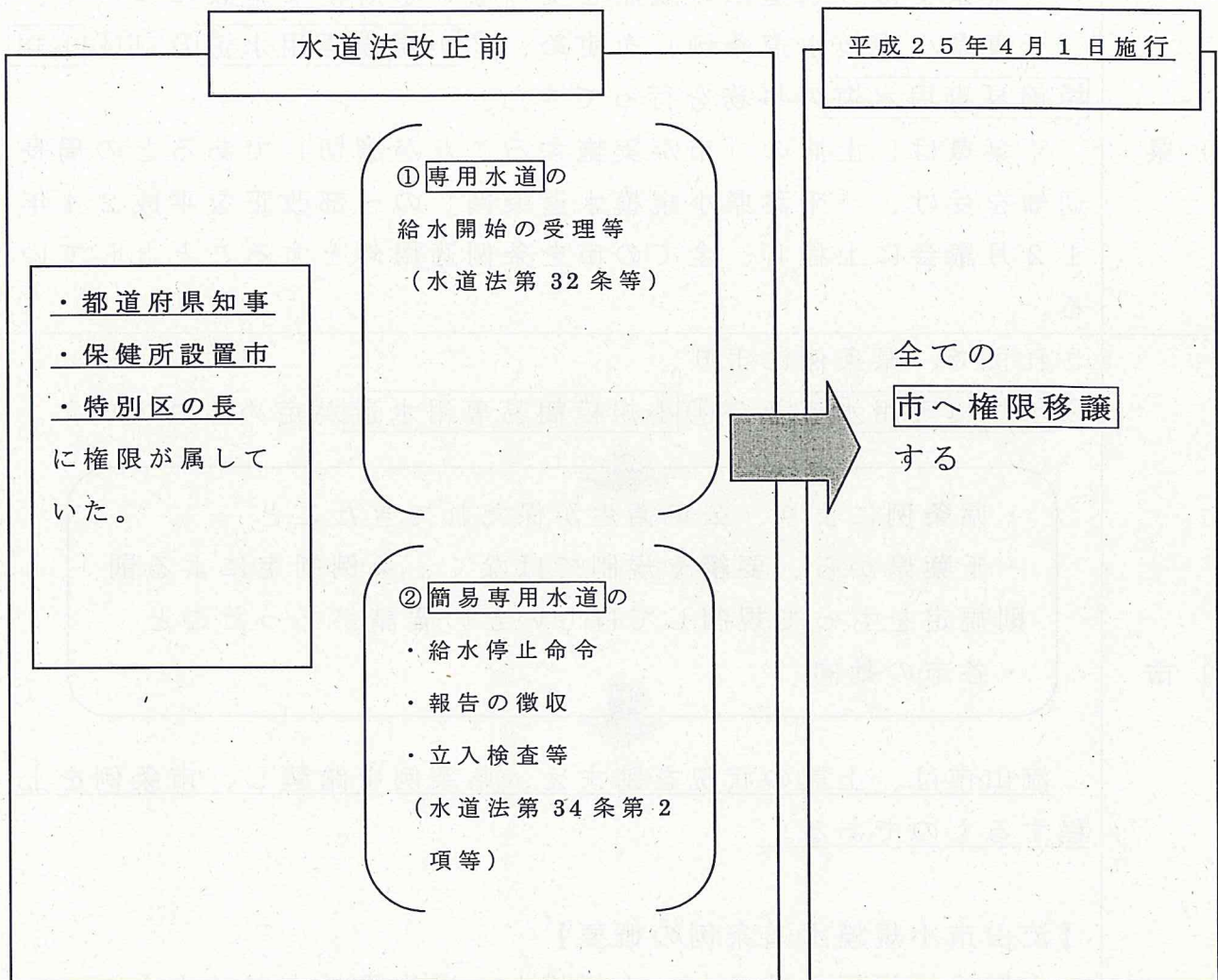


流山市小規模水道条例の制定について

1. 制定の背景

平成23年に地方分権改革を推進する法律（権限移譲）による水道法関係として、下記の図のとおり「水道法の一部改正」があった。



## 2. 小規模施設が市へ権限移譲となった背景

<p>(1) 国</p>	<p>「1.制定の背景」に記載する①<u>専用水道</u>及び②<u>簡易専用水道</u>を市へ権限移譲することを<u>受け</u>、これまで水道法の規制を受けない小規模な施設について、<u>国（厚生労働省）</u>は、水道法の改正趣旨を踏まえ、局長通知（昭和62年1月29日付け「<u>飲用井戸等衛生対策要領</u>」）による衛生対策について、<u>全ての「市が」実施することが適切であるとした要領の改正</u>をした。</p>
<p>(2) 県</p>	<p>千葉県では、水道法の規制を受けない小規模な施設について、「<u>千葉県小規模水道条例</u>」を定め、③<u>小規模専用水道</u>及び④<u>小規模簡易専用水道</u>の事務を行ってきた。</p> <p>千葉県は、上記の「<u>市が実施することが適切</u>」であるとの局長通知を受け、「<u>千葉県小規模水道条例</u>」の一部改正を平成24年12月議会に上程し、<u>全ての市を条例適用外とすること</u>としている。</p>
<p>(3) 市</p>	<p>これまで、県条例により、 ③<u>小規模専用水道</u>及び④<u>小規模簡易専用水道</u>が定められていた。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県条例により、公衆衛生が保たれてきたこと</li> <li>・ 千葉県から、要綱や規制ではなく、条例制定による罰則規定をもって規制してほしいとの要請があったこと</li> <li>・ 各市の動向</li> </ul> <p>↓</p> </div> <p><u>流山市は、上記の状況を踏まえ、県条例を踏襲し、市条例を上程するものである。</u></p> <p><b>【流山市小規模水道条例の概要】</b></p> <p>水道法の規制を受けない小規模な水道施設の中で給水人口50人以上の施設に対し、各種届出の義務付け、立入検査、給水停止等の措置命令、罰則規定を設けることで、市民の安全を図るものである。</p>

# 小規模水道について

## 小規模水道とは

●小規模水道は、「小規模専用水道」と「小規模簡易専用水道」の2種類に分類される。

1. 「小規模専用水道」とは、次の要件を満たす小規模水道をいう。

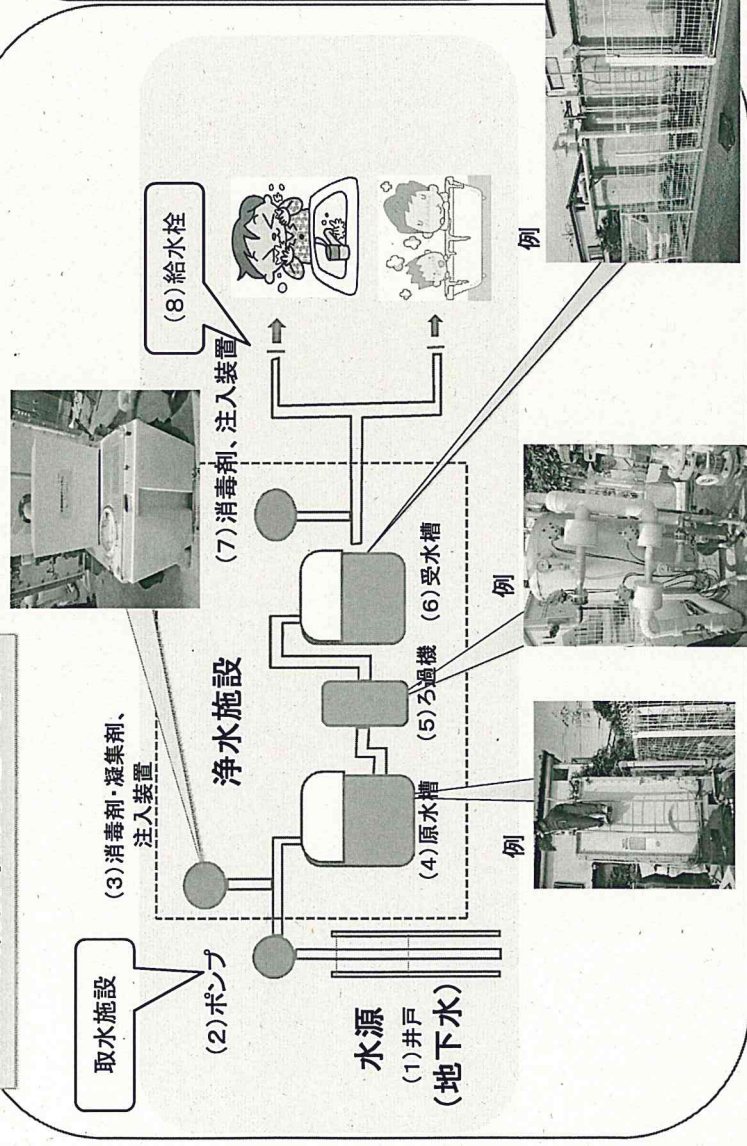
- (1) 自己水源(井戸等)又は上水混合を水源とする
- (2) 給水すべき対象として計画された居住人口が100人以下
- (3) 1日に給水することができる最大の水量が20m<sup>3</sup>以下
- (4) 給水すべき対象として計画された居住人口及び職員、利用者等の滞在者が50人以上

2. 「小規模簡易専用水道」とは、次の要件を満たす小規模水道をいう。

- (1) 上水のみを水源とする
- (2) 給水すべき対象として計画された居住人口が100人以下
- (3) 1日に給水することができる最大の水量が20m<sup>3</sup>以下
- (4) 給水すべき対象として計画された居住人口及び職員、利用者等の滞在者が50人以上
- (5) 水道事業の用に供する水道からの供給を受けるために設けられる水槽の有効容量が10m<sup>3</sup>以下

例

## 1. 小規模専用水道の例



## 2. 小規模簡易専用水道の例

